

岐阜県警察運転免許技能試験官の服制等に関する規程を次のように定める。

平成 14 年 5 月 9 日

岐阜県警察本部長 加地 正人

岐阜県警察運転免許技能試験官の服制等に関する規程

(目的)

第 1 条 この訓令は、岐阜県警察運転免許技能試験官(以下「試験官」という。)の服制及び服装並びに被服の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(服制)

第 2 条 試験官の服制は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(被服の支給)

第 3 条 試験官に対しては、この訓令に定めるところにより、その業務遂行上必要な被服を支給するものとする。

(支給被服の品目等)

第 4 条 試験官に対して支給する被服(以下「支給被服」という。)の品目、員数、使用期間及び着用期間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合には、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

(勤務中の服装)

第 5 条 試験官は、勤務中、支給被服を着用しなければならない。ただし、運転免許課長の指示又は承認を受けたときはこの限りでない。

(支給被服の保全)

第 6 条 試験官は、支給された被服を自己の責任において保管するとともに、その保全に留意しなければならない。

(忘失、き損等の処理)

第 7 条 支給被服を忘失し、又はき損したときは、直ちにその理由書を運転免許課長に提出しなければならない。

(弁償)

第 8 条 試験官が故意又は重大な過失によって、支給被服を忘失し、又はき損した場合は、相当代価をもって弁償させるものとする。

(被服の返納)

第 9 条 試験官がその身分を失った場合、使用期間の満了していない被服は、速やかに運転免許課長に返納しなければならない。

(被服等支給状況)

第 10 条 運転免許課においては、被服の支給状況等を明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、平成 14 年 5 月 9 日から施行する。

別表第 1 男性試験官の服制（第 2 条関係）

冬服	上衣	色	濃紺色とする。	
		地質	毛織物、合成繊維物又はこれらの混紡織物とする。	
		制式	襟	折り襟式とする。
			前面	紺色ボタン 2 個を 1 行に付け、下前をスーツ形式とし、下胴回りを絞る。 ポケットは、左胸部に 1 個、腰部の左右に 1 個それぞれアウトポケットを付ける。（形状図第 1 のとおり）
	後面		両脇に切り替えフォークを入れるとともに背バンドを付け、センターベンツとする。（形状図第 1 のとおり）	
	そで	長そでとし、後面先端に紺色樹脂ボタン 2 個を 1 行に付ける。		
	ズボン	色	上衣と同色とする。	
		地質	上衣と同質とする。	
		制式	長ズボンとし、両側及び右後方にポケット各 1 個を設け右後方のポケットには紺色樹脂ボタン 1 個を付ける。（形状図第 1 のとおり）	
	合服	上衣	色	濃紺色とする。
地質			毛織物、合成繊維物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	
制式		襟	冬服上衣と同様とする。	
		前面	冬服上衣と同様とする。	
		後面	冬服上衣と同様とする。	
		そで	冬服上衣と同様とする。	
	色	上衣と同色とする。		

服	ズボン	地質	上衣と同質とする。	
		制式	長ズボンとし、両側及び後面左右にポケット各 1 個を設ける。後面左右のポケットにはふた及び紺色樹脂ボタン 1 個を付ける。(形状図第 1 のとおり)	
夏	上	色	水色とする。	
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	
		制	襟	シャツカラーとする。
			前面	前立てに黒金色樹脂ボタン 6 個を 1 行に付ける。左右の胸部にポケット各 1 個を設ける。ポケットにはひだ一条、ふた及び黒金色樹脂ボタン各 1 個を付ける。
			後面	上部にヨークを入れる。
式	そで	長そで又は半そでとする。長そでにあってはカフス式のそで口とし、そで口には黒金色樹脂ボタン各 2 個を 1 行に付ける。(形状図第 1 のとおり)		
服	ズボン	色	あい色とする。	
		地質	合服上衣と同質とする。	
		制式	合服上衣と同様とする。	
ネクタイ			えんじ色の無地とする。	

形状図第1

冬服、合服の上衣

前面

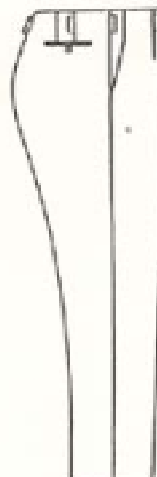


後面

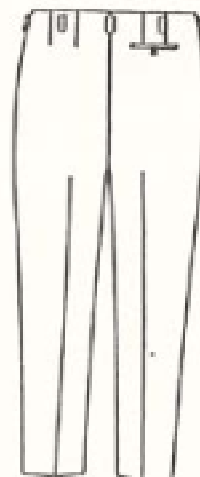


冬服のズボン

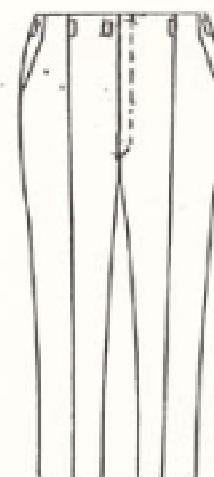
側面



後面

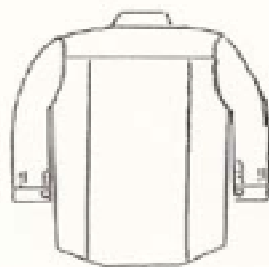


前面



夏服の上衣長そで

後面



前面

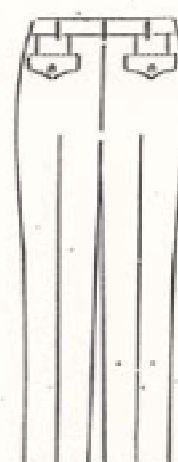


合服、夏服のズボン

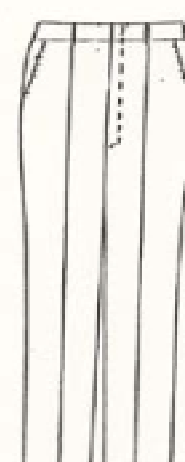
側面



後面



前面



平そで

後面



前面



別表第 2 女性試験官の服制（第 2 条関係）

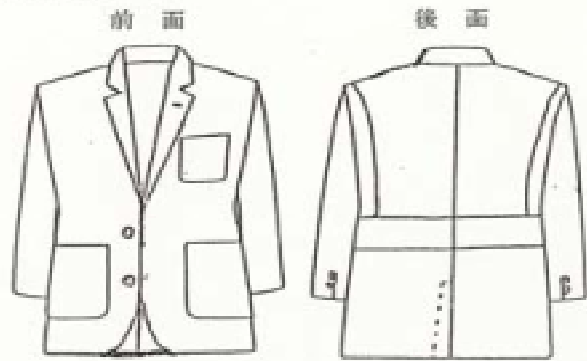
冬服	上衣	色	濃紺色とする。	
		地質	毛織物、合成繊維物又はこれらの混紡織物とする。	
		制式	襟	折り襟式とする。
			前面	紺色ボタン 2 個を 1 行に付け、下前をスーツ形式とし、下胸回りを絞る。 ポケットは、左胸部に 1 個、腰部の左右に 1 個それぞれアウトポケットを付ける。（形状図第 2 のとおり）
			後面	両脇に切り替えフォークを入れるとともに背バンドを付け、センターベンツとする。（形状図第 2 のとおり）
	そで	長そでとし、後面先端に紺色樹脂ボタン 2 個を 1 行に付ける。		
	ズボン	色	上衣と同色とする。	
		地質	上衣と同質とする。	
		制式	長ズボンとし、両側及び右後方にポケット各 1 個を設け右後方のポケットには紺色樹脂ボタン 1 個を付ける。（形状図第 2 のとおり）	
	合服	上衣	色	濃紺色とする。
地質			毛織物、合成繊維物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	
制式		襟	冬服上衣と同様とする。	
		前面	冬服上衣と同様とする。	
		後面	冬服上衣と同様とする。	
		そで	冬服上衣と同様とする。	

服	ズボン	色	上衣と同色とする。	
		地質	上衣と同質とする。	
		制式	長ズボンとし、両側及び後面左右にポケット各 1 個を設ける。後面左右のポケットにはふた及び紺色樹脂ボタン 1 個を付ける。(形状図第 2 のとおり)	
夏	上衣	色	水色とする。	
		地質	毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。	
		制式	襟	シャツカラーとする。
			前面	前立てに黒金色樹脂ボタン 6 個を 1 行に付ける。左右の胸部にポケット各 1 個を設ける。ポケットにはひだ一条、ふた及び黒金色樹脂ボタン各 1 個を付ける。
			後面	上部にヨークを入れる。
そで	長そで又は半そでとする。長そでにあってはカフス式のそで口とし、そで口には黒金色樹脂ボタン各 2 個を 1 行に付ける。(形状図第 2 のとおり)			
服	ベ	色	あい色とする。	
		地質	合服上衣と同質とする。	
	スト	制式 前面	前立てに黒金色樹脂ボタン 3 個を 1 行に付ける。左胸部及び左右の腰部にポケット各 1 個を設ける。	
		後面	すそにスリットを入れる。左右の腰部に背バンド各 1 本を付ける。背バンドには尾錠 1 個を付ける。(形状図第 2 のとおり)	
	ズボン	色	あい色とする。	
地質		合服上衣と同質とする。		

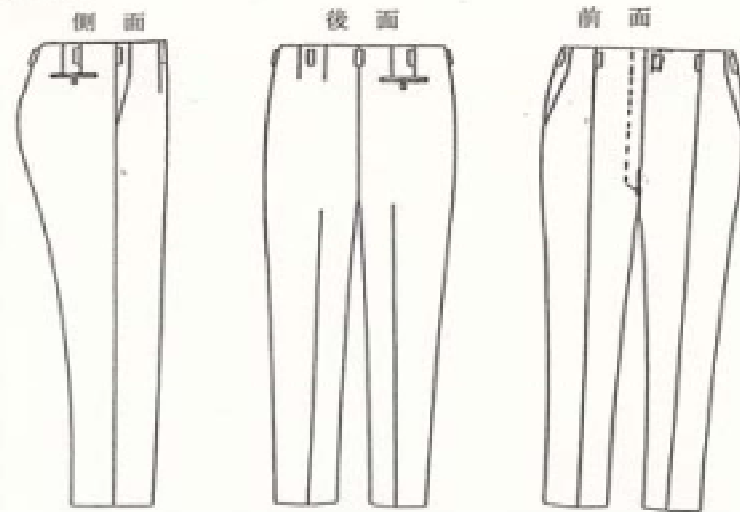
	ン	制	式	合服上衣と同様とする。
ネ	ク	タ	イ	えんじ色の無地とする。

形状図第2

冬服、合服の上衣



冬服のズボン



夏服の上衣

長そで



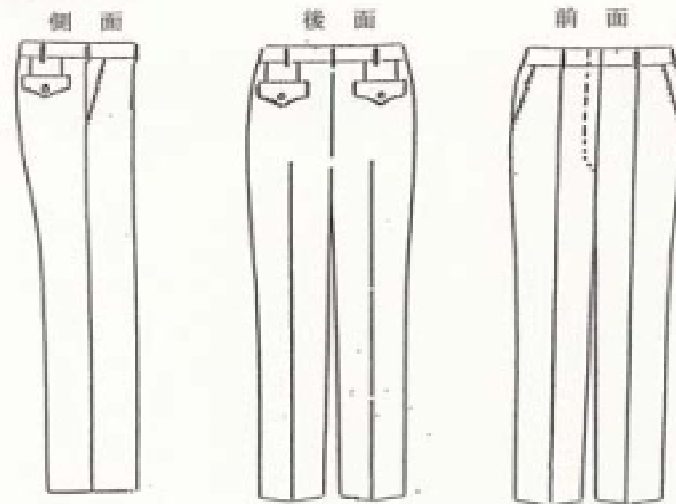
半そで



夏服のベスト



合服、夏服のズボン



別表第3 支給する被服の品目、員数、使用期間及び着用期間

品目	員数	使用期間	着用期間
冬服	1着	12月	12月1日から翌年3月31日まで
合服	1着	12月	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
夏服	1着	4月	6月1日から9月30日まで
ベスト	1着	12月	6月1日から9月30日まで、ただし、状況によって着用しないことができる。
夏服ズボン	1着	4月	6月1日から9月30日まで
ネクタイ	1本	8月	夏服着用期間を除く